事業者説明資料１－２

山梨西部広域環境組合ごみ処理施設整備事業

環境影響評価中間報告書

意見概要及び事業者見解

令和８年１１月１８日　山梨県環境影響評価等技術審議会

「第１章　事業計画の概要」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
1	事業計画 （施設規模等）	P10　③施設配置計画・動線計画について、次期ごみ処理施設の規模については、これに当る数年前にごみの量の予測を使い適正な規模を決定するとあるが、その時(いつになるか不明)には人口減少等に伴い、当然施設規模も少なく(小さく)なると思うので、この残地の大きさは必要なく、小規模の大きさ、面積で済むはず。 関連で、P42の表3.1、3-1準備書についての知事の意見中の1 全般的事項の記述の中に30年後の建設予定地に整備するとの記述があるが、その時とは30年後なのか知りたい。	用地面積について、ごみ処理施設を稼働させながら次期ごみ処理施設の建設を行うことができる面積を前提に、基本設計内で30年後のごみ処理施設の規模を正確に予測できないが、30年後に現在よりもごみ量が増えることは無いと予測して、同一規模（274t/日）、同一条件（合棟）の次期ごみ処理施設を建設予定地内に整備することを前提に検討し決定しました。現在の計画でも次期ごみ処理施設を建設する際には、来場者駐車場を取り壊す必要があり、その期間は、見学者の受け入れを一時的に中止するか別の場所に来場者駐車場を確保する等の対策が必要となるなど、用地面積には余裕が無い状態です。また、次期ごみ処理施設を建設する際には、現在の施設計画と同じように各種計画を策定し建設時のごみ量や人口を用いて適切な規模の施設を建設いたします。なお、次期ごみ処理施設の建設時期については、現時点では30年後を想定しております。

「第１章　事業計画の概要」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
2	施設配置 （次期施設）	P12　図1.4.2-2次期施設の施設配置と車両動線について、建て替えに当っては相当の無理が生ずると思われます。 ①面積が窮屈(狭い)。 ②一方を使いながら新しい施設を造るので外来者及びゴミパッカー車など動線のスムーズな動きが悪くなるだろう。	図1.4.2-2は、現段階において、同一規模（274ｔ/日）、同一条件（合棟）の次期ごみ処理施設を建設予定地内に整備することを前提に作成しております。面積については、余裕のない状態ではありますが、現在と同等規模の施設が建設できる面積を確保しております。動線につきましては、現在計画している動線をほぼ変えることなく次期ごみ処理施設を建設できるので問題は無いと思いますが、建設工事の際には、工事の車とごみを搬入する車が安全に通行できるように計画いたします。また、次期ごみ処理施設を整備する際には、再度建設計画を行い施設配置及び車両動線に無理のないようにいたします。

「第１章　事業計画の概要」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
3	設備方式	P16　⑤設備方式(ア)可燃ごみ処理について、ストーカ式、流動床式、シャフト式の3種類の中から選定するとのこと、安全で安心でき安価な方式を採用されたい。	この記載については、1回目の中間報告書を作成している時点のものであり、現在の進捗とは異なります。現在は入札が終わっており、ストーカ式を採用いたします。処理方式については、補正評価書の中で「溶融・流動床式」、「焼却・ストーカ式」、「溶融・シャフト式」の順で環境負荷が小さいとの評価がでましたが、価格競争や技術提案の幅を広げるため3方式を対象に入札を行った結果、ストーカ式のみの入札参加となったことによりストーカ式を採用いたしました。今後は、灰などの廃棄物の減量や資源化及び発電量を増加させ温室効果ガス削減に貢献するなど環境への影響を軽減できるよう検討いたします。処理方式については、2回目の中間報告書にて記載を変更いたします。

「第１章　事業計画の概要」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
4	造成計画	Ｐ20　3)造成計画について、その他の敷地へ2mの盛土とは「ビオトープ」を指すのか否か。 また、将来に渡っての粘性土による圧密沈下による影響が懸念される。一般的に圧密沈下は数年から十数年に渡って影響が現れると言われています。4mに盛られた本体構造物への影響もあります。	その他の敷地には芝生広場の駐車場及び遊歩道も含んでおり、2mの盛土は芝生広場駐車場と遊歩道を想定しております。 圧密沈下については、総土荷重が圧密降伏応力以下であるかを第一粘性土層及び第二粘性土層の二層で検討を行いました。両地層とも圧密降伏応力以下であったことから盛土での圧密沈下の影響は無いとの結論が出ております。 また、施設については、杭基礎や直接基礎などで沈下が生じないよう計画しております。

「第１章　事業計画の概要」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
5	排水計画	P26　図1.4.2-13(2)現況及び将来の農業用水路と雨水排水について、 1.常時調整池には水が溜まっているのか、その深さは何メートルか。 2.ポンプ排水で農業用水路に配水するが農業用水管理者の承諾は得られているのか。 3.なお現在工事中だが調整池工事中の排水を見ると赤褐色をしている。(たぶん鉄分や腐食物（かつての腐葉土）が混ざった地下水をくみ上げている。)よって水質検査が必要です。 4.今年8月、9月の降雨時に調整池周囲の水田(民地)2ヶ所において法面崩壊とコンクリート水路損傷が見られました。 5.排水の一部は芝生広場の調整池に放流するとのこと。その役目が知りたい。	1.調整池は雨水の入水があった時点で排水を行うため、常時水が溜まっていることはない予定です。調整池の深さは、3.5mとなっております。 2.水路管理者には、排水の説明を行い承諾いただいております。 3.意見箇所の排水は、ウェルポイント工法で地下水をくみ上げ排水を行っております。過去の地下水調査の結果で鉄分が基準値を超えていたことから、鉄分が原因と予測します。今後、水質調査を行い、その結果などを、2回目の中間報告書にて報告させていただきます。 4.豪雨により、隣接の水田から調整池掘削箇所への雨水の流入があり掘削法面の崩壊がおこり、水田及び水路へ被害がでました。今回は、建設区域外からの雨水の流入であったため、排水ポンプが間に合わなかったことが原因と考えます。詳細については、2回目の中間報告書にて報告させていただきます。 5.調整池の放流水は、芝生広場調整池からの排水と合流させて水路に放流いたします。

「第１章　事業計画の概要」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
6	環境保全対策 （工事中）	P32　10）環境保全対策より、表1.4.2-15工事中の環境保全対策について、 ①水質項目において、ここで問題なのは、防災調整池を約4～5m掘削盤下げしている最中、掘削法面が崩れたため、黒色トン袋で一時的に法面崩落を押さえた。また掘削深が深い(約4.38m)ため地下水が湧いたので、ウェルポイント工法(2ヶ所で強制ポンプ排水)を採用したが、本年8月9月の降雨時にはポンプ排水(ウェルポイント以外のポンプ稼働は不明)能力を上回った雨水があり、直近の水田2ヶ所が地盤沈下やのり面崩壊の影響を受けた模様。よって詳細な経緯が知りたい。	①豪雨により、隣接の水田から調整池掘削箇所への雨水の流入があり掘削法面の崩壊がおこり、水田及び水路へ被害がでました。今回は、建設区域外からの雨水の流入であったため、排水ポンプが間に合わなかったことが原因と考えます。詳細については、2回目の中間報告書にて報告させていただきます。

「第１章　事業計画の概要」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
6	環境保全対策 （工事中）	②その他、残土の抑制項目において、 1.このことについては、盛土造成工事の受注者が※1工事を進めてきた。その中で建設発生土の有効利用の見地から山梨西部広域環境組合と山梨県県土整備部の出先機関として「建設発生土の利用に関する協定書」を交わし、4機関で合計約135,000㎥の発生土を確保した。 （参考に当組合施工の全盛土量は約160,000㎥） これにより上記1工区の盛土がスタートしたが、搬入元の※1土砂は大玉石（約50㎝内外）やビニール片など混入し、盛土材料としてふさわしくない材料が搬入された。	②1.土砂の搬入の際には、建設発生土受入要領を搬入業者に渡し20cm以上の石及びごみなどは除いて搬入しています。※2

※1赤字の部分は、個人情報又は法人情報に配慮し修正

※2赤字の部分は、山梨県環境影響評価等技術審議会での意見を踏まえ修正

「第１章　事業計画の概要」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
6	環境保全対策 （工事中）	2.盛土造成工事の※1現場事務所の外窓にある黒板には当日の運搬元の会社名とダンプ台数、第1～4種建設発生土の種別が記されている。ここで問題なのは上記1で述べたように規格外の盛土材料が搬入された場合の措置である。ケース1は全て引き取り者である山梨西部広域環境組合で分別して処理・処分し、良質な材料のみで盛土する。ケース2はそんなことはせず現場請負業者に任せてそのまま盛土を続ける。ケース3は前記、県と組合との協定書に基づき適切な材料のみ引き取る。ケース4はその他。なおケース3の協定書には第4条に施工及び責任区分として山梨県は発生土の土質性状の調査・試験を1現場につき1回行う。その他については甲乙協議するとある。よってその調査結果を受け取ったのか確認したい。	②2.条件に満たない土砂が搬入された場合は搬出業者の負担において撤去もしくは搬入場所での土質改良作業等を行っていただくこととなっております。土質試験結果については、組合に提出してもらう条件となっております。

※1赤字の部分は、個人情報又は法人情報に配慮し修正

「第１章　事業計画の概要」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
6	環境保全対策 （工事中）	3.国交省の施工基準によると直径20cm以下とし、不純物は混入してはならないとある。また国交省の施工基準によると盛土に当っては1層の巻き出し厚は30cm以下、ブルドーザによる転圧回数は15tブルで5回以上の転圧をするようになっている。よってこの組合施工の仕様を知りたい。またそのように請負業者は施工しているのかも知りたいです。	②3.盛土工事にあたっては、特記仕様書により「試験盛土を行い、監督員と協議の上、巻き出し厚及び締固め回数及び締固め機械を決定する。ただし、一層の仕上がり厚さは30cm以下とする。」と記載しております。本工事では、現場密度試験を行った結果、転圧回数を6回としました。

「第3章　準備書及び評価書に対する意見及び見解」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
7	環境影響評価準備書への意見	P41　(2)準備書についての意見より、3.1.2準備書についての公聴会の概要から令和6年7月13日に公聴会が開催された。公述人からの意見、事業者の見解のうち、創出環境の構造・維持管理計画及び芝生広場の構造に関する意見等はなかったとあります。この準備書が公表された時点(令和6年3月)では準備の中身がそもそも上記創出環境の構造及び芝生広場について記載がなく、あったのは同準備書(要約書)の11ページに3)施設配置計画・動線計画図中の左上にFH248.0と該当地区平面図に図示されているのみです。よってこの当時ここがビオトープになるとは思っていませんでした。そもそもこの準備書(令和6年3月)では2ページによると約361t/日の処理能力の時代です。 上記に示したように、創出(ビオトープ) と芝生広場についての意見提出がなかったとの表現はひきょうな文言だと思います。	準備書内では環境保全措置として該当の土地を使い代償措置を講じる旨は記載されておりますが、中間報告書にあるような詳細計画は記載されておりませんでした。P41での記載は、準備書についての意見の提出がどのようであったかを記載しており、ビオトープの詳細計画が無かった準備書段階では意見が無かったと表記してあり、中間報告書内の詳細計画に対して意見が無かったとの表記ではありません。

「第3章　準備書及び評価書に対する意見及び見解」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
8	環境影響評価準備書についての知事意見	表3.1.3-1準備書についての知事の意見について、1.全般的事項の(10)芝生公園の構造等の説明、30年後の建設予定地に整備する芝生公園―、に対しP43の(2)準備書についての知事の意見に対する事業者の見解では、芝生公園については現在設計中。芝生公園内の調整池も設置。施設の維持管理は運営会社。芝生公園・創出環境(ビオトープ)・調整池は組合で管理。運営会社になった場合も運営モニタリングを行い、適切に管理されていることを確認する。とある。ここで問題なのは30年後です。現在業者と契約しているのは令和13年4月1日以降20年間の維持管理です。よって30-20＝10年間は現時点では未定です。よって主体者は組合であり、維持も組合主導でお願いします。	現在の事業者と契約満了した際には、再度、施設運営事業者を選定し契約を行います。また、芝生広場・創出環境及び調整池は組合で管理を行います。

「第4章　創出環境の構造及び芝生広場の構造とそれに基づく環境影響評価の結果」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
9	動植物	P56のハマスゲ及びP111のトノサマガエルの写真がないので追加してほしい。	写真がないものにつきましては、今後の報告書には写真を掲載するようにいたします。
10	ビオトープ	P68　図4.1.3-1環境創出箇所の配置図について、A-A´間に狭い箇所があり水がスムーズに流れるか心配。水路途中でごみが詰まる恐れがある。	水路底の幅については、30cm程度しかありませんが、水路側面が土羽となっていることから水路上段の水路幅には余裕があるので、ごみによる水路の遮断は無いものと考えます。しかし、供用後には、そのようなことが無いように水路管理を行います。※1
11	動植物	P97　表中について、ロードキルの可能性はないとあるが、ロードキルとはイタチ、ネズミなどの地べたを這い歩く小動物が当てはまると思われるが、オオタカは「バードストライク」が心配されるのではないか。	オオタカのバードストライクにつきましては、本種は行動範囲が広く高利用域及び営巣中心域が対象事業実施区域内に入っていないことから、発生する可能性はないと考えます。

※1赤字の部分は、山梨県環境影響評価等技術審議会での意見を踏まえ修正

「第4章　創出環境の構造及び芝生広場の構造とそれに基づく環境影響評価の結果」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
12	動植物	P149　表4.3.2-1(2)保全すべき種の予測結果(カワヂシャ)について、水生生物として扱ったとあるが、本来陸上植物ではないか。	カワヂシャの予測結果は、陸上植物の保全すべき種の一つとしてP61にて示しております。
13	専門家ヒアリング	P167　(5)専門家ヒアリング結果概要より、表4.3.3-8専門家ヒアリング結果概要(水生生物)について、※1約1時間と短いが、もっと長時間でも良いのではないか、中身の濃淡はどうか。※表中ビオトープの水源は、湧水の水質・水温には留意した方が良いとのこと。よって当ビオトープの水源・水質・水温如何。	専門家へのヒアリングにおいては、水生生物の保全対象種5種に限って、その生態、詳細保全計画、創出環境について見識を伺っており、適切なアドバイスをいただいたと考えております。また、水源については、地下水を使う予定です。水質についてはビオトープで使用する地下水の採取を行い、仮移植で使用して水生生物の飼育を行い問題ないことを確認しています。また、水温については、石積水路や池を通過させる過程で適切な水温に上昇させます。また、夏季の猛暑により水温が高くなる場合には、水源からの給水量を増やし、適切な水温となるよう管理いたします。

※1赤字の部分は、個人情報又は法人情報に配慮し修正

「第4章　創出環境の構造及び芝生広場の構造とそれに基づく環境影響評価の結果」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
14	生態系図	P173　図4.4.1-2生態系模式図及びP174　図4.4.1-3食物連鎖図について、この中には甲府・峡東地区ごみ処理施設環境アセスメントで出現された「クマタカ」が当地では現地確認されている。このことについては、P78表4.2.1-2確認された保全すべき種一覧表中にも「クマタカ」は発見されていない。よって注意深く現地調査確認を望みます。	クマタカの生息環境は標高300m程度の低山帯から標高2,000mを超える亜高山帯の森林まで幅広く、営巣地は急峻な谷の中腹が多いと言われています。対象事業実施区域は地形的には山裾の開けた水田地帯で、クマタカが好む環境ではないため、生息が確認されなかったと考えております。事後調査で地域生態系の生物群集の生息状況調査を行いますので確認させていただきます。

「第5章　事後調査対象項目及び調査手法」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
15	事後調査計画	P192　表5.2.1-1(1)事後調査計画(工事の実施時)について、工事実施状況の事後調査の内容として、【調査時期】建設工事中【調査方法】工事計画、工事方法、環境保全対策実施状況の把握・集計及び現地確認とあるが調整池関連工事に対してコメントが欲しかったです。 特に、今年8、9月の降雨による影響で調整池内のたん水及び直接隣接する水田(民有地)2ヶ所へ与えた被害及びウェルポイント工法による「赤褐色」の排水の水質分析など必要でした。 表5.2.1-1(2)事後調査計画(工事の実施時)PH、浮遊物質(SS)は誰でも簡単に測れます。さらにそれに追加して上記「赤褐色」の汚水と思われる水質分析を追加してください。	豪雨により、隣接の水田から調整池掘削箇所への雨水の流入があり掘削法面の崩壊がおこり、水田及び水路へ被害がでました。今回は、建設区域外からの雨水の流入であったため、排水ポンプが間に合わなかったことが原因と考えます。詳細については、2回目の中間報告書にて報告させていただきます。 排水につきましては、ウェルポイント工法で地下水をくみ上げ排水を行っております。過去の地下水調査の結果で鉄分が基準値を超えていたことから、鉄分が原因と予測します。今後、水質調査を行い、その結果など2回目の中間報告書の中で記載させていただきます。

「第5章　事後調査対象項目及び調査手法」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
16	事後調査計画 (工事実施時)	P199　表5.2.2-1(3)事後調査計画(施設の存在及び供用時)について、「水象、地盤沈下、地下水位」、「地盤沈下、地盤高」の項目についても供用開始後1年間と言わずに5年間(数年間)は必要だと思います。特に粘性土と新規盛土H=4m＋新規構造物の地盤への負荷は長期に渡って影響が懸念されます。	地下水位及び地盤沈下については、環境影響評価完了後も施設で設置した井戸の水位や目視による外構や舗装等のひび割れや沈下を確認するようにしたいと思います。詳細な確認方法や時期につきましては、今後検討いたします。
17	中間報告書の作成時期	P204　5.4　中間報告書及び完了報告書の作成時期についての基本的な考え方より 1回目(本報告書)：エコトーン、芝生広場の構造報告。 2回目：主に造成工事中の事後調査の結果等。 3回目：造成工事中及び施設工事中の事後調査の結果。 ここでの問題点は、1回目に造成工事中のコメントがないことです。工事中には色々なトラブルが発生していると思います。追加すべきです。	1回目の中間報告書を作成している時点のものであり現在の進捗とは違います。また、造成工事中に発生した事象は、作成を始めた令和７年12月時点では発生していなかったため記載されておりません。第6章では、作成時点で行っていた環境配慮事項の実施状況を記載させていただいております。造成工事中の詳細な結果等につきましては、2回目の中間報告書にて記載いたします。

「第5章　事後調査対象項目及び調査手法」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
18	中間報告書の作成時期	P205　表5.4-1事後調査の実施時期、中間報告書及び完了報告書の作成・公表時期について、工程表の最下段のバーチャートによると1回目：令和8年度、2回目：令和11年度(3年後)、3回目：令和14年度(令和13年度供用開始後1年目)は3回だけでなく、4回、5回と回数を増やすことはできないのですか。無意味なのですか。	中間報告書の作成時期及び回数については、評価書についての知事の意見内で内容が具現化した段階で、環境影響評価を行うこととされていた、 ①創出環境の構造・維持管理計画 ②芝生公園の構造 ③施設の形状・色彩等 を、設計及び工事の進捗に合わせて報告できるよう回数を設定いたしました。報告書としての報告は、中間報告書3回、完了報告書1回となっておりますが、その後の事後調査等の計画及び結果は適切な時期に公表いたします。なお、時期については完了報告書に記載させていただきます。※1

※1赤字の部分は、山梨県環境影響評価等技術審議会での意見を踏まえ修正

「第6章　事後調査等の結果」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
19	建設機械の稼働	P210　表6.1.2-2環境配慮事項の実施状況(写真)及びP211　表6.1.2-3稼働建設機械の種類(令和7年8月～令和7年12月)表中コンバインドローラー(振動ローラー)4ｔ、定格出力25.5kWについて、8月～12月の5ヶ月分×30＝150日間、土曜・日曜は(4+2)×5ヶ月＝30日。よって150-30＝120日間が実働稼働日。 コンバインドローラー稼働台数の111台は111台÷120日＝111/120≒1.0台/日となり、ほぼ毎日稼働したことになります。 しかし、最新の工事(2工区)では振動ローラーは見受けられず、ブルドーザ1台のみです。しかも土木技術基準1層巻き出し厚0.3m、転圧回数5回以上が確保されているか不明です。したがって、盛土の圧密試験結果を明示してほしいです。それにより施工の適否が分かります。	盛土工事にあたっては、2工区においても1工区と同様な施工手順で行っております。 1工区では、特記仕様書により「試験盛土を行い、監督員と協議の上、巻き出し厚及び締固め回数及び締固め機械を決定する。ただし、一層の仕上がり厚さは30cm以下とする。」と記載しております。2工区では、一層の仕上がりの厚さを路体盛土は30cm以下、路床盛土は20cm以下としております。本工事では、現場密度試験を行った結果、転圧回数を6回としました。両工区とも、ブルドーザとコンバインドローラーを使用し施工を行い、GNSSを使用し現場で転圧の管理を行っております。

「第6章　事後調査等の結果」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
20	水質汚濁	P214　表6.1.4-1環境配慮事項の実施状況及びP215表6.1.4-3環境配慮事項及び環境保全措置の実施状況(写真)について、濁水処理の実施状況で一時的な対応として釜場を設け、降雨時に発生する濁水防止に努めた。なお、調整池(沈砂池)については、梅雨時までに整備を予定している。しかし実際には間に合わなかった。今日現在でも調整池は工事中で未完成です。つまり上記表現の訂正を願います。またP215の写真でも、あくまで仮設の釜場なので、その大きさを目測すると5(B)×5(L)×1(H)＝25㎥位でその役割は悪いと思います。	中間報告書作成時では、調整池の完成を出来るだけ早く行う予定でありましたが、二次製品の作成及び搬入に不測の日数を要したことから調整池の完成が遅れております。調整池が完成していない現在は、仮設の調整池で雨水を処理しております。 この記載については、1回目の中間報告書を作成している令和７年12月時点のものであり現在の進捗とは異なります。2回目の中間報告書にて記載を変更いたします。

「第6章　事後調査等の結果」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
21	濁水の流出防止	P220　表6.2.2-2(1)環境配慮事項の実施状況(写真)について右上の水流入措置状況(令和8年1月撮影)より、この写真から言えることはあくまで簡便法で本格的な「指定仮設」でなく、請負業者の任意施工の感があります。よってもっと良い施工を望みます。	水流入措置については、建設区域内の水路及び水田への流入停止を目的に設置することで、水路等の取り壊しを行う前に水生動物を対象に建設区域内の水路等への流入を防ぎました。当該措置は、付替えの水路が出来るまでの間の仮設的な役割で設置しました。建設区域周辺の付替え水路の完成後には、建設区域内に流入していた水は付替え水路に流れるようになったことから、水流入措置は撤去しております。

「第8章　環境保全のための措置の再検討」について			
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
22	水質汚濁	P241　8.1.4水質汚濁について令和7年12月時点で苦情はない。釜場を設け、排水処理に配慮しているので見直しの必要はない。しかし、私の目から見ると調整池工事(ウェルポイント工法)の排水から赤褐色の排水が農業用水路に放流されている。この赤褐色の中身を分析していただきたい。	排水につきましては、ウェルポイント工法で地下水をくみ上げ排水を行っております。過去の地下水調査の結果で鉄分が基準値を超えていたことから、鉄分が原因と予測します。今後、水質調査を行い、その結果など2回目の中間報告書の中で記載させていただきます。